【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成24年６月28日
【会社名】	寿スピリッツ株式会社
【英訳名】	Kotobuki Spirits Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　河越 誠剛
【本店の所在の場所】	鳥取県米子市旗ヶ崎2028番地
【電話番号】	０８５９（２２）７４７７（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部部長　松本 真司
【最寄りの連絡場所】	鳥取県米子市旗ヶ崎2028番地
【電話番号】	０８５９（２２）７４７７（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部部長　松本 真司
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号）

1【提出理由】

平成24年６月26日開催の当社第60期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年６月26日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき　金20円

総額　　207,469,860円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年６月27日

第２号議案 定款一部変更の件

取締役の員数を「20名以内」から「10名以内」に変更する。

取締役及び監査役の責任免除の規定として、第22条及び第28条を新設する。

第３号議案 取締役１名選任の件

取締役として、松本真司氏を選任する。

第４号議案 監査役３名選任の件

監査役として、永東淳、田中康晴、野口浩一の３氏を選任する。

第５号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈並びに退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

退任監査役 清水真実及び武本淳の両氏に対し、当社における一定の基準により、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期、方法等は、監査役の協議に一任する。

また、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することに伴い、任期途中の取締役 河越誠剛、山内博次、中島英明、山根理道、式部豊の５氏及び監査役 田中康晴氏に対し、就任時から本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社における一定の基準により、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給する。

ただし、支給の時期につきましては取締役及び監査役各氏のそれぞれの退任時とし、その具体的金額及び方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれ一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果	
				賛成比率（%）	可否
第１号議案	80,912	160	0	96.01	可決
第２号議案	80,936	136	0	96.04	可決
第３号議案					
松本 真司	80,854	218	0	95.94	可決
第４号議案					
永東 淳	80,888	184	0	95.98	可決
田中 康晴	80,850	222	0	95.94	可決
野口 浩一	80,858	214	0	95.95	可決
第５号議案	80,716	356	0	95.78	可決

（注）１．各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。
第１号議案及び第５号議案は、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数の賛成です。
第２号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成です。
第３号議案及び第４号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
２．賛成比率の算定にあたっては、事前行使分の議決権数と当日出席株主全員の議決権数を合算した数字を分母としております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができてない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上